

農業者の所得安定のための支援を求める意見書

多くの農家では美味しいお米を市場へ提供するために、稲作の努力を続けているところである。しかし、米価が生産を大きく下回る水準へと下落しており、多くの稲作農家が経営困難な状況下に追い込まれている。

平成 22 年度から始まった「農業者戸別所得補償制度」は、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を交付することにより農業経営の安定と国内生産力の確保を図ることが目的とされ、非常に大きな役割を果たしてきたところである。

しかし、平成 26 年度からは「経営所得安定対策」に替わり、米は 10 アール当たり 15,000 円から 7,500 円と交付額が半減され、さらには、平成 30 年産米から米の生産量目標の廃止と併せて、当該交付金については廃止することとなっている。

一方では、農業者の高齢化が進み、水田農業の担い手も著しく減少している状況にあり、新規就農者確保対策を進めているとはいえ、十分でない状態にある。こういった流れをさらに加速させ、稲作経営が成り立たないばかりか、離農農家も増加し、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済がますます混乱する。ひいては、農村地域が崩壊する危機が訪れることとなる。

地方では多くの農家が経営努力をしながら農業を続けていることを十分に理解していただき、農業者の所得の安定のために、次の事項について実現されるよう強く要望する。

記

「経営所得安定対策」における「米の直接支払交付金」を継続し、10 アール当たり現行の 7,500 円から 15,000 円に充実させること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 30 日

新潟県佐渡市議会議長 岩 崎 隆 寿